

第七回国会 建設委員会 議録 第二十八号

(七〇三)

昭和二十五年四月十八日(火曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事内海 安吉君 理事江崎 真澄君

理事田中 角榮君 理事内藤 隆君

理事天野 久君 理事砂間 一良君

井手 光治君 池見 茂隆君

越智 茂君 瀬戸山三男君

西村 英一君 三池 信君

八百板 正君 小松 勇次君

増田 連也君 深澤 義守君

寺崎 覺君

出席政府委員

大蔵事務官 舟山 正吉君

(銀行局長) 八嶋 三郎君

建設事務官 員外 島山 鶴吉君

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局長) 宮川新一郎君

大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長) 部資金課長 長崎 正造君

大蔵事務官(銀行局長) 長崎 正造君

行局保険課長 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

専門員 西畑 正倫君

四月十七日

委員大西弘君辞任につき、その補欠として牧野賢泰君が議長の指名で委員に選任された。

四月十七日

国営土木工事予算の適季交付並びに請負金の前拂制度確立に関する請

願(小川原政信君紹介)(第二四九四号)

栃木県震災復旧促進に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇八号)

深谷町貫通新国道建設反対に関する請願(高田富之君紹介)(第二五一一五号)

住宅金融に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二五三一〇号)

川口川砂防工事促進の請願(福田篤泰君紹介)(第二五五五号)

大淵、福島両橋を永久橋に架替促進の請願(瀬戸山三男君外五名紹介)(第二五七九号)

高岡、七尾両市間国道を国道に編入の請願(橋直治君外二名紹介)(第二五八七号)

今市地方の震災復興対策に関する請願(井之口政雄君外一名紹介)(第二五九五号)

杉田川改修の請願(大内一郎君紹介)(第二五九七号)

矢部川松瀬貯水池築設計画反対に関する請願(高橋權六君紹介)(第二五九九号)

藤枝町附近新国道予定線変更に関する請願(西村直巳君紹介)(第二六〇一号)

米沢から大峠、喜多方、若松、田島、山王峠、今市及び日光を経て宇都宮に至る間の国道を国道に編入の請願(大和田義榮君外五名紹介)(第二六〇五号)

豊富、浅茅野間産業道路改良工事継

続施行の請願(玉置信一君外一名紹介)(第二六〇六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

委員派遣承認申請に関する件

熱海国際観光温泉文化都市建設法案(島山鶴吉君外三十二名提出、衆法第八号)

伊東国際観光温泉文化都市建設法案(島山鶴吉君外三十一名提出、衆法第九号)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)及び建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)について内閣委員会に申入れの件

○淺利委員長 これより会議を開きます。

この際委員派遣承認申請の件についてお諮りいたします。御承知のごとく熱海市は去る十三日夕刻より十四日未明にわたる大火に見舞われまして、その被害はまことに甚大であるのでございませぬ。この災害に關しまして、災害地対策特別委員会、及び厚生委員会におきまして、各委員会の立場より委員派遣の必要を認めまして、この際三委員会が連合して委員派遣をいたしてはいかかがとの打合せがあつたのでございませぬ。本委員会といたしましては、都市計画の見地より、ぜひとも調査する必要がある、この際委員派遣承認申請をいたしてはいかかがと存じますが、議長に委員派遣承認を申請いたすに御異議ありませんか。

○淺利委員長 御異議がなければさう決定いたします。

な お派遣委員の人数、期間等につきましては、各委員会と打合せの上決定いたしましたので、この際委員長に御一任願いたし存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議がなければさう決定いたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時十八分開議

○淺利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案及び伊東国際観光温泉文化都市建設法案、以上二案を一括議題といたし、質疑に入ります。砂間一良君。

○砂間委員 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画は、都市計画法第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。一といふことが書いてあります。これは伊東の場合も同様であります。この「国際観光温泉文化都市」としてふさわしい諸施設」といふことは、具体的にどういふ施設を建設して行くかという御計画でありますか。いろ／＼道路を広げるとか、あるいは小公園をつくるとか、ゴルフ場をつくるとか、いろ／＼計画

があると思ひますが、この計画の具体的内容を二、三実例的に御説明願ひたいと思ひます。

○島山鶴吉君 今の砂間委員のお尋ねの点につきましては、提案者が希望をいたしております事項でありまして、提案者としては今この案をこうしてくれというところまで考へてはおりませぬけれども、熱海や伊東は、御承知の通り、日本の観光地としては一応は設備が整つておるのであります。ただいまお尋ねのような道路の問題、あるいは衛生問題、大衆に対する慰安の施設、こういう面についてはなほ欠けておるのであります。この機会にこの法案を通過させていただきます上は、その点を個人の力ではなく、国家の力をかりて、今まで設備のできておりましたような部分に対して、全面的に施設をいたしたいというのが、本法案の大体の趣旨でありまして、お尋ねの点はごもつともだと思ひます。同時に、かような点をぜひ皆様に御協力を切望してやまぬものであります。

○砂間委員 これまで欠けておる点であつて、これから建設して行つて、国際観光温泉文化都市にふさわしいような都市にして行きたいという施設及び計画としてはどういふものがございませぬか。

○島山鶴吉君 まず第一に道路の問題、それから公共施設の問題、衛生施設の問題、外客に対する施設、また外客が熱海の温泉地に来た場合に、それ

にふさわしい施設をするということ

あります。

○砂間委員 その外客に対する施設、外客が来た場合に公共的施設をするという事は、どういふふうな施設を計画しておられるのですか。

○山崎吉君 それは現在でありますれば、外国の人は自動車に乗つて来られる。その場合にも、熱海、伊東は自動車の置場所もない。また外客の人は現在食事を持参されておりますが、あの景色のいいところで、外国人にふさわしいような食事をする所もなければ、またお茶の一ぱいも飲もうという、外客から見た大きな施設が何もない。これらは一つの例であります。かような点からいたしまして、ホテルの設備、また国際観光ホテルとしてこれから立つて行きたいということを一に考えております。

○砂間委員 非常に抽象的な御答弁でありまして、まだ具体的な内容がよくわからないのですが、大体大まかな点は了承しました。たとえば熱海の場合において、すぐ区画整理や道路の問題が問題になつて来ると思ひますが、ちよと熱海は先般火災で焼けてまして、すぐそのあとでそれらの問題に關連してこの問題が起つておるようでありまして、道路を上げた、あるいは公園をつくつたり、いろ／＼な公共施設をつくるといふと、当然それらに關連いたしまして、その犠牲になる人が出て来ると思ひます。道路を十メートルに広げるといふ場合に、新開等によりますと四千坪以上のつづれ地ができるといふので、この補償の問題等が起つて来ると思ひますが、この補償は地主になさるのですか、それとも借地権者になさるのですか。あるいは借地の上で店舗な

り住宅なりを建てて、それをまた人に貸して居るという人もあると思ふので、非常に複雑な關係があると思ふのですが、その補償はだれになさるのか、またどういふ価格をもつて、どの程度になさるつもりか、こゝういふことが今度の火災の問題にもすぐ關連して現に起つておると思ふので、この点をお伺いしたいと思ひます。

○山崎吉君 お尋ねの点はごもつともあります。ただいまそれらをどういふふうにして、罹災者に御迷惑をかけないようにするかといふことを關係当局にお伺いやら、また御意見を聞いておる最中でありまして、そのお尋ねの中でも、この方法の一部としては、大体において地主あるいは市当局 具当局のできるだけの負担によつて、罹災者に御迷惑をかけないような方法を考へておるわけでありまして、

○砂間委員 提案者の方は今關係当局と御相談中ださうであります。關係當局の政府委員の方のお考えをこの際お伺いしておきます。

○舟山政府委員 お尋ねの点は、大体都市計画法の問題だと思ひますが、これは建設省所管になつておられます。

○砂間委員 建設省の都市局の方はお見えになりませんか。

○舟山政府委員 きようは建設省はお見えになつておりません。

○砂間委員 政府委員の方も見えておられません。政府委員の方も見えておられませんが、居住権の問題等もからんでいろいろ紛糾があるようであります。しかしこれについては罹災都市借地借家臨時処理法等を適用していただければ、一応大まかな線でさしあたつての解決

の線は出るかと思ひます。この法案については私どもも今いろ／＼努力準備しておりますので、その点はまたあとにいたします。

その次に金融と申しますか、資金の面についてあります。これは焼けた場合でも、伊東や何かの場合にしても、相当の資金が必要になつて来ると思ひます。この場合国の方からできる限りの援助をするといふことが、この法案の中に書いてあります。しかし地元としても相当の負担が出て来ると思ひます。特に熱海のような焼けた地におきましては、この財政上の負担は相当重くなつて来るのじやないか。きようあたり静岡新聞なんかによりまして、区画整理のために民有地のつづれ地が四千二百坪とか、この補償について、三分七厘は五千三百万円の経常費から出す予定である、残りの部分二億円は、市の起債によつて補償したといふふうなことも見えておられます。火事で焼かれた熱海では、最もこゝういふ問題が現実の問題となつて起つて来ているのであります。伊東の場合においても、道路を上げた、区画整理とかいろ／＼やりますと、当然補償の問題が起つて来る。その場合、市の財政負担といふものが相当大きくなつて来る。あるいは起債につきまして、今のような地方債のわが国できまつて居るような場合には、いろ／＼困難な事情が出て来ると思ひますが、伊東や熱海市においては、こゝういふ財政上の負担が、どういふ方法をもつて切り抜けて行かれようとおられるのか、その具体的な御方針を御説明願ひたいのであります。

○山崎吉君 お尋ねの点は、はなはだ回答に苦しむものであります。この法案の法案の原案に書いてあります通り、熱海市においても、伊東市においても、国家の援助に伴ひまして、その都度その關係者に御相談をいたしました。御許可をいただいたものに対して、国家の補助金、またはその市の負担すべき金額とを總合いたしました。了解のもとに、文化都市の建設をするといふことになつておりますので、あらかじめかような点で御了承を願ひたいと思ひます。

○砂間委員 私のお尋ねしておりますのは、どつちみち、地元の負担も将来相当大きいかかつて来ると思ひます。これはもう目に見えたことだと思ひます。国からいろ／＼な援助を受けるにしても、国の援助がきまつたときに、それに比例して、幾らか地元で出すといふだけの御答弁では、はなはだたよりのないものであります。どつちみち地元の負担がかかつて来ることは、わかち切つて居るのですから、その費用をどういふ方法によつて捻出し、切り抜けて行こうとされて居るのか、その具体案をお伺いしたいと思ふのであります。

○山崎吉君 国の補助につきましては、ただいま申し上げた程度であります。市といつたしましては、これから先この法案が通過いたしましたあかつきには、五箇年なり十箇年なりの新しい計画を立てまして、その計画の側面金額等によりまして、それを一応關係當局に御相談をして、はつきりそこできまるのであります。今の場合は、お尋ねの点はごもつともあります。お尋ねの点をどういふ方法で、こゝういふことは申し上げられませんが、結局は市

民の負担にもかかる、また国家の補助にもかかるという事で、それ以上のお答えは、提案者として今持つておりませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○砂間委員 それでは大蔵省の政府委員の方にお伺いしたいと思ひますが、相さした熱海の場合においては、相当莫大な復興資金が必要になつて来ると思ふのであります。この復興資金については、政府はこゝういふふうにお尋ねの点、政府はこゝういふふうにお尋ねの点、こゝに熱海が単に火災で焼けたといふばかりでなくて、これを機会に国際観光の文化都市を持つて行こうと、すでに都市計画や、道路の拡張等も始つて居るようでありまして、これは先の問題でなくて、現に起つて居る問題であります。この問題について、国の方で金融財政面において、どこに財源を求めて、どれくらい予算で、いかなる具体的な援助をされて行こうといふのか、こゝういふ点について、大蔵省の政府委員の御説明をお伺いしたいと思ひます。

○舟山政府委員 熱海の復興につきましては、ただいまのお尋ねは、文化都市建設法案に關連いたしまして、その建設に必要な資金をどうするかというお話と、さしあたつて、最近の大火の救済方法をあわせてお尋ねになつたと思ふのであります。第一の文化都市建設につきましては、この法律の第三條に、国及び地方公共団体は、できる限りの援助を與えなければならぬと規定してございまして、これは規定が抽象的でありまして、具体的に何をやるかといふようなことについては、市当局と話し合ひをして、きめて行くことと存するのであります。

○山崎吉君 お尋ねの点は、はなはだ

いたしたと思ひます。道路を十メートルに広げるといふ場合に、新開等によりますと四千坪以上のつづれ地ができるといふので、この補償の問題等が起つて来ると思ひますが、この補償は地主になさるのですか、それとも借地権者になさるのですか。あるいは借地の上で店舗な

それから最近の大火の跡始末につきましては、政府といたしましては、財政支出をいたすにつきましては、建設省と大蔵省財政当局との協議によりまして、適當の措置を講ずることと思つてございしますが、金融当局といたしましては、さしあたつて預金部資金の活用等について、できる限りの御援助をいたしたいと思つておるのでござい

○砂間委員 たいまの預金部資金の融通について、どのくらいの金額を予定されておられますか。

○舟山政府委員 本年度の預金部資金の災害に対する対策費といたしましては、一般災害に対して、これは台風とか、その他全国にわたつてのわけでございしますが、三十億程度がございします。そのほか火災に對しては、大体これは全国分といたしまして、年度間五億程度のわくがとつてあるのでございします。熱海につきまして、これからだけ出さかといふことにつきましては、熱海市当局とも相談を重ねているところでございします。

○砂間委員 そのほか、一般の罹災市民の方々の生業資金と申しますか、すぐに家を建てたり、品物をみな焼かされてしまったものから、そういうものを購入するための費用がいろいろあります。大きな旅館業者であるとか、あるいは資力のある方ですと、金融機関なり銀行なりから、融資を受けるといふ道も、開かれていと思つて、もつと下の方の零細な、貧乏な市民の人は、そういう資力もないと思つて、そういう人たちの生業資金と、そういうものに対しては、どういふような救済の方法をお考えになつてお

りますか。

○舟山政府委員 一般救済費につきましては、たいま申上げました預金部資金のごときは、これは貸付金でございまして、その他に財政支出をもつて、主計当局において所管いたしておられますので、私よりお答えの限りでないのであります。そのほか預金部資金以外における金融につきましては、各種の金融機関におきましても、できるだけ熱海市の復興については御便宜をはかるであらう、また政府といたしましては直接にこれに對して命令することはできないのでございしますが、十分熱海市の復興のごめんどうを見て行くように指導いたしたいと思つてお

○砂間委員 私どもは火災にあつた人たちの復興にいたしまして、あるいは火災にかからない一般の人たちが、国際観光都市として発展して行く場合におきましても、やはり大きい旅館業者とか、そういう特殊な少数の有力者だけが繁榮して行くといふ方法でなく、やはりそこに住んでおる全市民の繁榮と幸福を念願しておるわけであり

ますが、火災にあつた熱海の場合におきましても、政府から預金部資金の貸付けを受けられるような身分の方、あるいは銀行に對して十分担保能力があつて、いつでも金が借りられるといふ人たちに對しては、別に問題はないと思つて、しかしそういう担保能力のない、そして火事できる焼けになつてしまつて、ベラツクを建てるにも自力では建て得ない人たちに對しては、何か特殊な救済の方法を講じなければ、焼かれた熱海の復興も

できない、まして国際観光都市の建設といふこともできないと思つて、国際観光文化温泉都市といふものを、単に大旅館業者や、一部有力者だけの利益のために建設して行くのだから、益知らず、全市民の利益と幸福のために建設して行くのだから、当然そういう零細な中小市民の立場も考慮してやらなければならぬと思つて、この場合におきまして、特に焼かれた熱海のようなところにおきましては、もうその問題が現実の差迫つた問題になつて、これをどうして救済し、復興して建設して行く場合に、その利益が均霑できるようにして行くかといふことを特に今考へてやる必要があると思つて、その点に對して、提案者並びに関係当局の御意見を伺いたいと思つてお

○山崎吉君 その資力のない人をどうするかといふことでありますが、それは市当局におきまして、熱海の市会議員が火災後急遽東京方面へ出て来られて、泊りがけであらゆる方面に折衝しまして、救済事業また資金面について奔走したようでありました。私が聞き及ぶところでは、もちろん組合等をつくりまして、罹災者に対する低利資金の融資を市当局があつせんしたり、また区画整理をするような場合におきましても、少い土地を持つておる人には減歩をかけるようにして、資力の乏しい方に對してはできるだけの考慮を拂つておるようであります。提案者とお

○津利委員 たいまの砂間君の御質問は、本案以外の問題ですから、むしろ政府当局の方で、答弁されるのがほんとうで、提案者から答弁することには適當でないように思つてお

○砂間委員 しかし、たとえば熱海の場合において、罹災された方々が、学校やお寺に相當避難しておられるようでありまして、しかし学校は元來人間が住むようには設備されておらないのでありまして、子供が授業を受けるところでありまして、従つて塵もなければ、いりもいらない、かまどもないので非常に不自由をしておると思つて、ところが一方においては、焼かれない大きな旅館がたくさんある。ことに提案者の山崎さんの鶴屋旅館などは、室もたくさんあるだらうと思つて、そういうところは、どん／＼開放されて、罹災者を收容して行くといふことができないものかどうか。このことは單に火災の問題だけではなく、こういうもの考へ方、精神が、やはり熱海や伊東を国際観光温泉都市に建設して行くという場合に、市民全体の利益と幸福と繁榮をはかつて行くという気持であるならば、当然私はだれも何も言わなくても、そういうことが出て来るはずだと思つて、それが一方では焼かれた人たちがあつて、難儀をしておるのに、焼かれない人たちがはく／＼して、温泉客をたくさん泊めて、非常にもうけておるといふやうな形では、これから先国際温泉文化都市を建設して行く場合に、結局大きな人たちが自分たちの利益だけのためになはだ心配するのであります。そういうわけでありまして、今の大邸宅や大旅館等を開放して行かれるお気持がある

かどうか、この点を提案者にお伺いしたいのであります。

○津利委員 砂間君に申し上げますが、これは国際観光温泉文化都市建設に関する法案であります。たいまの御質問は災害に対する善後策の質問でありますから、これは明日当委員会より特に実地調査に委員を派遣することから先刻決定いたしておりますから、他日あらためて災害の善後措置については、質問の機会をつくることにいたしまして、できるだけこの法案の根本の問題について質疑を集中していただきたいと思つてお

○砂間委員 私のたいま御質問いたしましたのは、国際観光温泉文化都市の一番根本になる考へ方についてであります。これが單に大きな旅館業者や有力者だけが繁榮し、もうけて行けばいいといふような考へ方であつてはならないと思つておる。そういうもの考へ方、根本精神についてでありまして、これは決して災害対策の問題ではない。やはりたいま審議中の法案の根本の精神の真髓についての質問で、決して逸脱した質問ではないと思つておる。こういうことが結局あらゆる問題に出て来ると思つて、たとえば税金などいたしまして、当然今後市の財政等も大きくふくれて行くと思つておる。その場合に地方税などに對しては、下の方の人たちに税金を出させて、その税金によつて大きな業者がうまい汁を吸つて行くといふやうなことであつてはならないと思つておる。ところがもうすでに焼かれた熱海なんかにおきましては、区画整理等に關連して、ある有力者の持つて

より自分の持つている所が町の角店になるようにというふうな策動をいたしておる。これは新聞なんかにも出てゐるのですが、こういうふうな問題が起つてゐるのであります。

○浅利委員長 それは都市計画の実施の問題じゃないですか。この法案を要するか要せぬかという根本問題に論議の中心を置いて質疑を進めていただきたいと思つてゐます。実施面については都市計画法によるのですから、都市計画法の実施の面の議論だらうと思つてゐます。

○砂間委員 建設の具体的なことは、結局今言つたような道路を広げたり、ホテルをつくつたり、公園をつくつたりということになると思つてゐます。ですからそういう問題がこの法案が通過した後に起つて来た場合に、それをどう処理されて行くかということが、これはきわめて重要な問題だと思つてゐます。

○浅利委員長 それは一般の都市計画法によるのですから、都市計画法の実施によつてこの問題はどこでも起つて来る問題で、それは特にこの法案に限つた問題ではないと思つてゐます。この法案を必要とするかしないかという根本の問題を主として論議をしていただきたいと思います。この法案の内容が都市計画法に基いてやるということになれば、都市計画の実施の面になりますから、一般のことになるのではないかと思つてゐます。

○砂間委員 それでは簡単に別な方面からお尋ねいたします。そうすると、先ほど提案者の方からは、外客を誘致する、たとえば自動車の駐車場をつくるか、あるいは食事や宿泊の設備等

についても、外人が来やすいようにならうにしようという事を言われたのでありますが、しかし熱海や伊東みたいなのは、ああいりつづな、温泉が豊富に出で、そして風光明媚な土地は、単に外人に楽しませるばかりでなく、でき得べくんば、まず日本の国内に住んでゐる日本人がこれをひとつ大いに利用し活用し、その天然の恵みを受け、楽しむ、そういうふうにして行くことがまず重要だと思つてゐますが、現在のような重税と失業と、首切りと低賃金のもとにおきまして、そういう政策をそのままにしておきましては、そういうことが可能であるかどうか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○田中(角)委員 議事進行について発言を求めます。本法案は当委員会におきまして小委員会までつくり、十分審議をいたしましたのでありますし、加えて大蔵委員会とも前後二回にわたり合同審査会を開き、大体において議論は盡されておつたのであります。昨大蔵委員会との合同審議において、砂間君が一部発言を保留せられておつたのであります。本日すでに長時間におつたのであります。御発言でありますので、本法案に對する質疑は以上をもつて打切ることゝ致し、御承知を申し上げます。よつて質疑を打ち切り討論に入られんことを望みます。

○浅利委員長 ただいまの田中君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○浅利委員長 御異議がないものと認めます。それではこれをもつて質疑を終了いたします。通告により順次これを許します。田中角榮君。

○田中(角)委員 私は自由党を代表いたしまして、両案に對して賛成の意見を簡単に申し述べます。熱海、伊東国際観光温泉文化都市建設法案につきましても、当初より本委員会において考慮いたされて来ましたが、この種法案の流出を懸念いたされ、基準法を制定することが妥当であると考へてゐるのであります。さきに別府温泉都市建設法案の通過を見、加えて今次熱海の火災を考へますとき、熱海の建設はまさに焦眉の急であります。その意味におきまして、両法案を通過せしめることが至当であると思つてゐるので、自由党は本両法案に對しては賛成をいたす次第であります。

○小松委員 私は民主を代表いたしまして、ただいま上程されてあります熱海国際観光温泉文化都市法案、伊東国際観光温泉文化都市法案に賛成の意を表するものであります。両法案は去る日衆議院を通過いたしました別府国際観光温泉文化都市法案と其の内容を同じくし、目的を同一にするものであります。古くからして、西に別府、東に熱海、伊東と並び称せられました温泉都市であり、東京の奥座敷として知られてゐる地であり、終戦後国際観光の重要性にかんがみまして、従来の国内観光より飛躍して、新たな構想による国際観光温泉文化都市を建設するために、現行の都市計画法でいふところの都市計画の範囲外に及ぶ施設が多いのであります。先ほど砂間君から具体的施設いかんというお問いがあつたのであります。私をして言わしむるならば、国際観光ホテルをつくるか、あるいは温泉会館をつくる

とが、ゴルフ場、美術館スポーツセンターを新設すること、これらの中に含まれる計画であるのであります。熱海、伊東の観光資源を開発いたします。文化施設をこれらに拡充して参ります。文化施設をこれらに拡充したところの計画施設をしなければならぬと思つてゐるのであります。さういふ意味よりいたしまして、ただ単に都市計画法だけでなくして、都市計画法に含まれるその範囲以外の施設をなすには、本法案が必要であることを私は認めるものであります。わが国は戦争によりまして多くの領土を失ひました。今や四つ島の八千万の人口は閉じ込められて、いかにして生きるかが切実な問題であります。ことに生産資源が乏しく、輸出産業も資材の多くを海外から輸入しなければ成立しないようなわが国におきましては、将来輸出の超過といふことを夢みることは困難だと考へるのであります。従いまし

て貿易外の勘定において外貨を獲得する道は、わが国の国柄といたしましては観光資源を開発して、国際観光事業により外貨を獲得することが、きわめて適切な方途であり、国策でなくてはならぬと考へてゐるのであります。かつてアメリカでさえナイヤガラの滝を産業に利用するならば、わずか三、四千万ドルの値打しかないが、これを観光に利用するならば、優に一億万ドルからの値打があるといふ言葉を思い起したときに、いかに観光がその経営と施設がよろしかつたならば、国家経済の復興に役立つかといふことが明らかだと存するのであります。観光資源を開発し、風致、温泉を資本化するこ

とが、わが国にはわが国独特の風光と、こん／＼として盡きざるところの温泉資源があるのであります。これらの資源と風光を資本化して、世界の客を引くことは、観光国として利するだけでなく、彼等の文化の交流、国際親善に貢献するところをきわめて多いものがあると思つてゐるのであります。けだし同じ観光事業でも、従来のごとき国内観光と国際観光とは、その重要性において格段の距離があることは、およそ想像にかたくないのであります。観光事業を振興するためには、施設の面だけでなく、もちろん観光思想の普及、あるいは国民の教養を高めることもその一翼にならうものであります。すけれども、文化の高い国民をわが国に観光客として誘致するには、交通、衛生施設等、国際都市にふさわしい観光都市を建設することが第一要件だと存するのであります。熱海、伊東におきましては、それ／＼權威者の手によつて観光都市計画案が立つておるのであります。熱海のこのたびの大火に際しまして、この国際観光都市法案の精神にのつとつて、復興計画を立て、昨日その都市計画案なるものが確定いたしましたのであります。ただ陸上のみならず海上に對しましても、熱海はすでに運輸省より国際観光施設の指定を受けてゐるのであります。伊東はまた海上公園として、伊豆七島に渡航の地として、知られておりました。両市の海陸の観光計画が完成したあかつきに、国内産業はもちろん、経済文化に寄與するだけでなく、わが国における近代都市として観光日本を形成するに裨益するものがあると存するのであります。私はかような意味よりいたしま

して、フランスの観光政策を見、あるいはドイツの観光政策を見、あるいはスイスの観光事業を見れば見るほど、わが国の国際観光事業の重要性を認識したておるものであります。かような見地よりいたしまして、本案をすみやかに通過せしめ、そうして観光日本の建設のための発足たらしめんことをこいねがうものであります。

以上理由をもつて本案に賛成するものであります。

○浅利委員長 次に寺崎君。

○寺崎委員 私は農民協同党を代表いたしまして、本案に賛成するものであります。

ただ先ほど砂間委員から心配されましたような問題は、実施の面にあたりましては必ず起つて来るものと思いますから、これは当局の監督と指導のよろしきを得て運営をやつていただくようお願ひして本案に賛成するものであります。

○浅利委員長 以上をもつて通告者の討論を終りました。お諮りいたします。これにて討論を終局いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅利委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより両法案を一括して採決いたします。両法案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○浅利委員長 起立総員。両法案は原案の通り可決いたしました。

お諮りいたします。以上両法案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅利委員長 御異議がなければさよう決します。

○浅利委員長 次に経済調査庁法の一部を改正する法律案に關して、本日午前中に内閣委員会と連合審査会を開きまして、慎重に審査いたして参つたのであります。これより本案に対する当委員会の態度を決定いたし、内閣委員会に申入れをいたしたいと存じます。ただいま一応案が出ておりますが、これを朗読いたします。

経済調査庁法の一部を改正する法律案に対する申入れ事項。

目下内閣委員会に付託せられてゐる経済調査庁法の一部を改正する法律案に對して連合審査の結果に基き、左の通り当建設委員会の修正意見を申し入れる。すなわち「第一條の二」経済調査庁は、前條に規定する事務の外特別調査及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる。とあるうち、「特別調査及び」を削除せられたい。理由。一、行政官庁たる経済調査庁が行政官庁たる特別調査にだけ限つて特に経理の監査を行うことは不当でない。二、国の行政機關に對して、会計検査院以外のものに会計経理の検査または監査の権限を付與することは憲法第九十條の規定に違反する疑いがあり、またかりに違反しないとしても会計検査院と重複するがごとき経理監査の権限を経済調査庁に付與することは重大な官庁権限の紛淆を來すおそれがある。年月日。建設委員長。内閣委員長殿。

お諮りいたします。本案を当委員会の意見と決定いたし、内閣委員会に申し入れるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅利委員長 御異議がなければさよう決します。

う決定いたします。なお手続等につきましては委員長において行います。御了承を願ひます。

○浅利委員長 なお建設設置法の一部を改正する法律案に對しては、いかにいたしますか。

○田中(角)委員 本日午前中内閣委員会及び建設委員会との合同審査会におきまして、建設設置法の一部改正の法律案に對して私から質疑を行つたのであります。同法案中、第十條第一項の表中、官庁官署審議会、河川審議会及び道路審議会の項を削り、この三つの審議会を削ることになつてゐるのであります。でき得るならばこの三つの審議会を存置するように修正意見をお出しになつていただきたいと思ひます。その理由を申し上げます。河川審議会及び道路審議会を削り、土木審議会を置くことになつておるのであります。建設省といつたしましては次官の説明にある通り、行政機構の簡素化という立場から、各審議会を削るという説明でありました。が、まさに建設省に残る審議会は申し上げるまでもなく測量審議会、建設業法審議会等々でありまして、建設省の本来の使命であるところの河川、道路の審議会を削つて土木審議会にするがごときことは、建設省の機構をみづから弱体化せしめることでありまして、この法案に對して賛成をするわけには相ならぬということが第一の理由であります。

第二の理由は、かかる建設省の立場から各審議会を削るといふのであります。同時に提案せられております経済安定本部設置法の一部を改正する法律案は、昨日内閣委員会に討論採決の結果

果通過したやうであります。その中には現在まで、経済安定本部の内規において、河川総合開闢調査協議会というものをつくつておつたのであります。これを法制化する必要は全然なから法制化してもさしつかえなからうというやうな逆論をもつて、河川総合開闢調査協議会というものを法制的に裏づけをした事実を微ししても、このままに進むならば、まさに建設省は水政省に転落をいたし、経済安定本部をして大国土省の前身たらしめる感がありますので、その意味からいつても河川審議会及び道路審議会は当然存置すべきであると私は考へております。同時に、なお建設行政の一元化をはかるために、建設委員会といたしましては国土計画委員会当時より大いに意見を發表いたしておりましたところの官庁官署の統一、私は官庁官署基準法ともいへばきものを当然出さなければならぬといふことを考へておるのであります。が、その意味から行きまして、総合国土省をつくりたいというやうな内閣の考へである現在、私は官庁官署の統一といふことを考へる意味において、当然官庁官署審議会は確実に残していただきたいといふことを考へております。

もう一つは、さきの合同審査会でも私から強く申し述べたのであります。が、当建設委員会といたしましては、改正道路法小委員会をつくつて、現に審議中でありまして、建設省でできない場合は委員会提出としても出そうといふことを考へておる以上、改正道路法が通過せられれば、必ずや道路審議会の設けられることは当然であります。

その意味においても道路審議会を残すといふことも当然の帰結になるわけでありまして、私が申し上げるまでもなく、国富の喪失非常に大きいところの例年の災害は、言うまでもなく河川の問題でありますので、河川審議会を残すことは当然であるといふことになりますと、現在各省でもつて設置法の一部改正でつくつておる審議会よりも非常に重要度の強いこの三つの審議会は、何としても残すといふことに当委員会の意見をまとめられ、内閣委員会に強くこれを望まされんことを望みたいのであります。

○浅利委員長 ただいま田中君より同法案に對する修正意見が述べられました。が、同君の意見を本委員会の意見と決定いたして、内閣委員会に申し入れるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅利委員長 御異議なければさよう決します。

それでは本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時十五分散会

〔参照〕

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

(昌山鶴吉君外三十二名提出)に關する報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

(昌山鶴吉君外三十一名提出)に關する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十五年五月十七日印刷

昭和二十五年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁